

船員に関し事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して
雇用管理上講ずべき措置等についての指針の制定に関する
意見募集の結果について

令和8年8月3日
国土交通省海事局
船員政策課労働環境対策室

国土交通省では、令和8年6月18日から令和8年7月19日までの期間、船員に関し事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針の制定に関する意見の募集を行ったところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見の概要及びそれに対する考え方

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
「船員」に限定しなければならない内容なの でしょうか	ご意見ありがとうございます。 船員に関し事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針については、令和 7 年 4 月に改正された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」第 13 条に基づき、求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止するために、事業主へ雇用管理上必要な措置を講じることを義務付けるとともに、国がその指針を示すこととされています。労働者及び求職者については、厚生労働大臣より令和 8 年 2 月に指針が示されたところですが、船員及び船員になろうとする者については、国土交通大臣が指針を示すこととされていることから、当該指針の制定に当たり、国民の皆様の意見を募集したものです。